

## 平成28年度 玉城町人事行政の運営等の状況について

「玉城町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(玉城町条例第2号)の規定に基づき、玉城町職員の給与や職員数などを公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

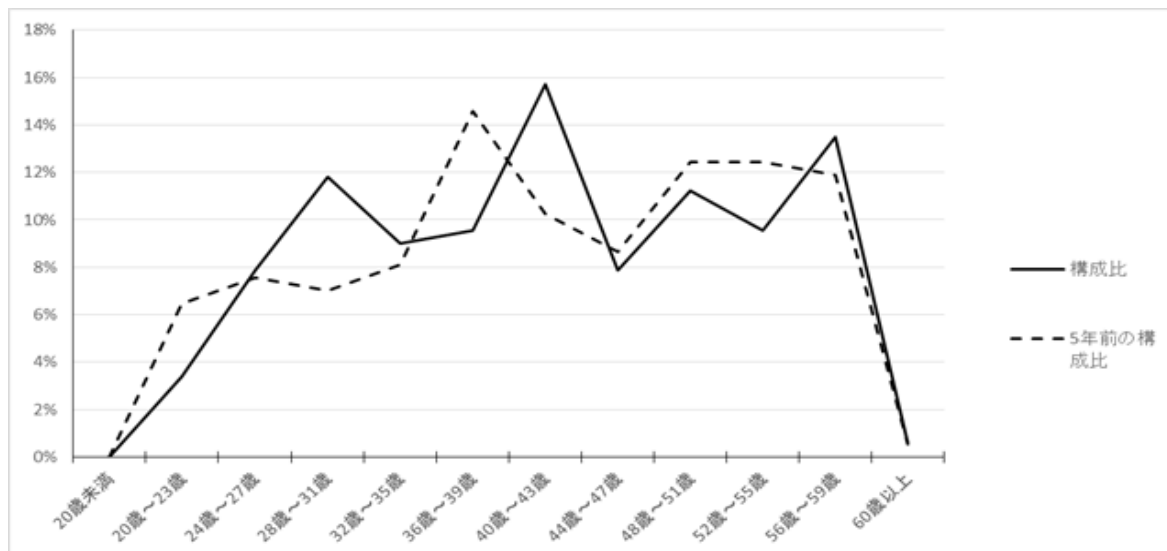
#### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成27年	平成28年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	欠員不補充による減 一部事務組合解職職員受入による増
		総務	18	18	0	
		税務	6	6	0	
		民生	52	50	△2	
		衛生	8	13	5	
		農林水産	4	4	0	
部門	小計	商工土木	3	3	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.41人 (前年度の人口1万人当たりの職員数 74.98人)
		計	100	103	3	
		教育部門	6	6	0	
公営企業計等部門	小計	病院	35	35	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 69.22人 (前年度の人口1万人当たりの職員数 90.63人)
		水道	5	5	0	
		下水道	2	2	0	
		その他	27	27	0	
		計	69	69	0	
合計			175	178	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 156.23人
			[ 239 ]	[ 246 ]	[ 7 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

#### (2) 年齢別職員構成の状況(28年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	6人	14人	21人	16人	17人	28人	14人	20人	17人	24人	1人	178人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	108	105	102	98	100	103	△5 (△4.6%)
教育	10	9	7	7	6	6	△4 (△40.0%)
普通会計計	118	114	109	105	106	109	△9 (△7.6%)
公営企業等会計計	68	71	78	73	69	69	1 (1.5%)
総合計	186	185	187	178	175	178	△8 (△4.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 2 職員の人事評価の状況

平成28年度から、一人ひとりの能力を評価して、人材を育てるとともに、職員の仕事に取り組む意識や、組織マネジメントにかかわる能力を高め、活性化された職場づくりの実現をめざし、人事評価制度を本格導入した。

業務目標の達成度を含む「仕事の出来」を評価する業績評価と、その実現の過程において、能力を十分発揮したか、行動は適切であったかを評価する能力評価により実施している。

## 3 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### (a) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 15,746	千円 5,749,282	千円 241,134	千円 843,976	% 14.7	% 15.2

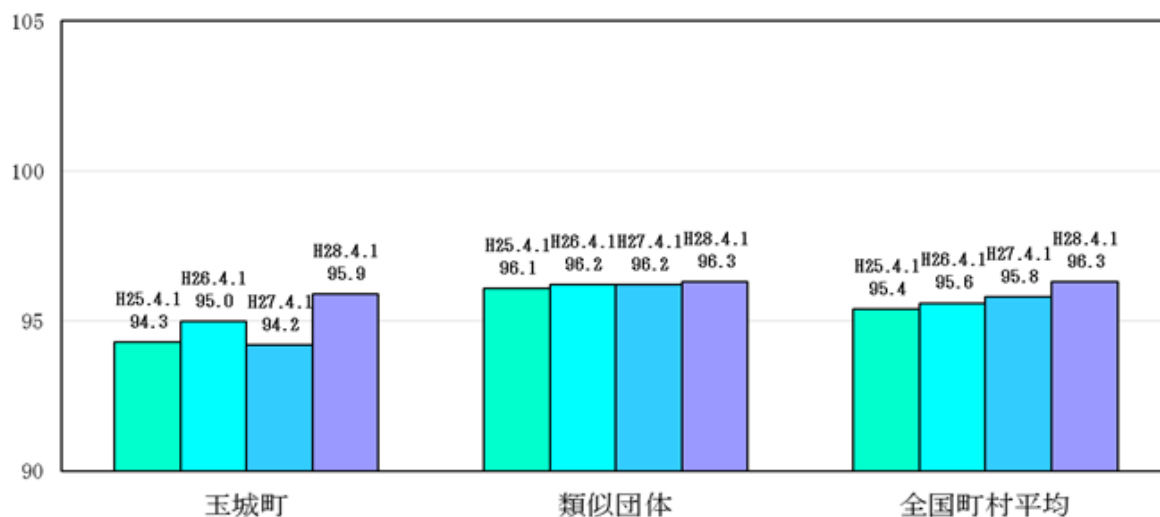
(b) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
27年度	人	千円	千円	千円	千円
	106	350,668	35,851	136,686	523,205

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円	千円
4,936	5,602

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(c) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

一部事務組合の解散に伴い職員を受け入れたため。

## (d) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

### ①給料表の見直し・・・実施

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施

### ②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## (2) 給与の状況

### (a) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(28年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
玉城町	43.1 歳	313,648 円	349,915 円	334,691 円
三重県	43.5 歳	347,163 円	450,412 円	387,667 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.6 歳	307,088 円	353,782 円	329,459 円

#### ②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
玉城町	43.1 歳	27 人	242,070 円	258,735 円	246,533 円
三重県	50.6 歳	334 人	351,193 円	409,230 円	380,944 円
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	— 円	329,358 円
類似団体	48.8 歳	9 人	287,016 円	310,283 円	297,782 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(b) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区 分		玉城町	三重県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	189,200円	176,700円
	高校卒	144,600円	154,900円	144,600円
技能労務職	高校卒	137,900円	154,900円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(c) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（28年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	234,733 円	346,580 円	— 円	397,855 円
	高校卒	— 円	— 円	346,633 円	365,066 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

(注) 該当者なし、少数職員の場合は「—」とする。

(3) 手当の状況

(a) 期末手当・勤勉手当

玉 城 町	三 重 県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,289 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,656 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成 28 年度中における運用	玉城町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○		○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(b) 退職手当（28年4月1日現在）

玉 城 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)	
(退職時特別昇給	無し)				
1人当たり平均支給額	5,192千円	13,756千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(c) 地域手当（28年4月1日現在）

支給実績 (27年度決算)		68 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)		68 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
玉城町	0 %	一人	0 %
津市	6 %	1 人	6 %

(d) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績 (27年度決算)	11千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	1,222円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (27年度)	8.5%

手当の種類（手当数）	—
------------	---

(e) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	17,542千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	165千円
支給実績（26年度決算）	13,973千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	134千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(f) その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（27年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 そのうち1人について、配偶者がいない場合は11,000円 ・16歳から22歳の子については、1人につき5,000円を加算	同じ	—	5,875千円	183,594円
住居手当	H17年度から廃止	異なる	有	—千円	—円
通勤手当	・公共交通機関利用者 運賃等相当額 支給限度額—55,000円 ・自家用車等利用者 片道6km以上に対し通勤距離に応じて2,000円～29,800円	異なる	2km以上	1,158千円	77,200円
管理職手当	役職に応じた額を支給 ・課長・事務局長等 40,000円 ・課長補佐等 30,000円 ・総括主任 20,000円	異なる	俸給表・職務の級別、特別調整額の区分別に定められた額を支給	8,520千円	327,692円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっている。

住民サービスの向上、業務の効率化などを目的に19時まで窓口を延長している。そのため、勤務時間帯をずらすなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっている。

## (2) 休暇制度の概要

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）あたり20日間の年次有給休暇が与えられる。残数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられる。
- ③特別休暇：特定の事由に基づいて有給で認められる。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがある。
- ④介護休暇：配偶者などの介護が必要な期間（連続して6カ月以内）について無給で与えられる。

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況（平成28年度）

	免職	降任	休職	合計
町長部局	0	0	3	3
教育委員会	0	0	0	0
合計	0	0	3	3

### (2) 懲戒処分の状況（平成28年度）

	免職	停職	減給	戒告	合計
町長部局	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

## 6 職員のサービスの状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条に基づき、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しており、条例の定めるところにより、サービスの宣誓を実施している。



## 7 職員の研修の状況

### (1) 研修実施状況（平成28年度）

研修名			受講者数（人）
町実施研修		町所管課が中心となって全庁的に実施し職務遂行に必要な知識及び技能等を習得させる研修	439
派遣研修	階層別研修	階層ごとに求められる知識、技能等を習得する研修	44
	目的研修	各業務における実務能力、職務遂行に必要な高度で専門的な知識、技能等を習得する研修	99
	その他	その他研修	9

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

### 三重県市町職員互助会への加入状況

#### (a) 互助会等に対する公費負担状況等について（平成27年度決算）

互助会等に対する公費負担額 (単位:千円)	【A】のうち互助会等の事務費・人件費に充当している公費負担額 (単位:千円)	会員掛金総額 (単位:千円)	互助会会員数 (単位:人)	会員一人当たりの公費の補助金額 (事務を含まない) (単位:円)	会員一人当たりの公費の補助金額 (事務費を含む) (単位:円)	公費負担率 (事務費を含まない) (単位:%)	公費負担率 (事務費を含む) (単位:%)
(A)	(B)	(C)	(D)	(A-B)/(D)	(A)/(D)	(A-B)/(A-B+C)	(A)/(A+C)
2,456	747	3,585	172	9,936	14,279	32.3%	40.7%

#### (b) 福利厚生事業の概要（平成28年4月1日現在 三重県市町村職員互助会分）

事業名称	事業内容	負担区分	
給付事業	入院見舞金	会員、会員の配偶者及び子が病気やケガ等で入院したとき 入院1日につき 会員 2,000円 配偶者及び子 1,300円	掛金100%
	結婚祝金	会員が結婚したとき 50,000円	掛金100%
	銀婚祝金	会員が銀婚(満25年)をむかえたとき 30,000円	掛金100%
	出産祝金	会員及び会員の配偶者が出産したとき 子一人につき 30,000円	掛金100%
	入学祝金	会員の扶養家族が小学校・中学校に入学したとき 10,000円	掛金100%
	卒業祝金	会員の扶養家族が中学校を卒業したとき 10,000円	掛金100%
	弔慰金	会員、会員の配偶者及び子、会員の実父母が死亡したとき 会員 100,000円 会員の配偶者、子 50,000円 実父母(養父母含) 20,000円	掛金100%
	退会餞別金	会員が退職し、会員資格を喪失したとき(年数により給付額が異なります)	掛金100%
健康増進事業	各種健康診断補助金	会員が健康診断受診に要する費用の一部として補助 上限 5,000円	負担金100%
	予防接種補助金	会員がインフルエンザ予防接種に要する費用の一部として補助 上限 1,500円	負担金100%
	職場研修助成金	所属長等が職員を対象とした研修事業を実施したとき 会員一人あたり1,000円	負担金100%
元気回復事業	活気づくり補助金	会員がリフレッシュのため宿泊施設等を利用したとき 上限 20,000円	掛金60%・負担金40%
	自己実現支援補助金	会員が業務に関する自己啓発のため要する費用の2分の1 上限 3,000円	掛金60%・負担金40%